

# 「職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）」の概要について

## 1. 趣旨

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）の規定に基づき、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「労働者派遣法施行規則」とする。）について所要の規定の整備を行うもの。

## 2. 概要

### （1） 職業安定法施行規則の一部改正関係

- 総務省による「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査」に基づく勧告（平成 25 年 11 月 1 日）を踏まえ、有料の職業紹介事業の許可の申請をしようとする者等が添付する書類に、職業紹介責任者講習会を修了したことを証する書類を添付することとし、申請書等に関する様式の職業紹介責任者講習会の講習会名、受講年月日、受講場所の記載欄を削除する。

- その他所要の措置を講ずる。

### （2） 労働者派遣法施行規則の一部改正関係

- 労働者派遣事業報告におけるキャリアアップに資する教育訓練の実施状況の報告について、教育訓練の対象となる派遣労働者の数、実施した教育訓練の実施時間数や受講者数の報告の方法を明確にする等の改正を行う。

- その他所要の措置を講ずる。

※改正する様式：

- ・ 職業安定法施行規則様式第 1 号、第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 4 号、第 6 号、第 6 号の 2
- ・ 労働者派遣法施行規則様式第 1 号、第 3 号の 2、第 5 号、第 11 号、第 12 号の 2

## 3. 根拠法令

- ・ 職業安定法第 30 条第 2 項及び第 3 項（同法第 32 条の 6 第 6 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 33 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 32 条の 3 第 4 項、第 32 条の 4 第 3 項、第 32 条の 7 第 1 項、第 32 条の 12 第 1 項及び第 3 項並びに第 61 条 等
- ・ 労働者派遣法第 5 条第 2 項及び第 3 項（同法第 10 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 8 条第 3 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項及び第 4 項、第 23 条第 2 項及び第 3 項、第 26 条第 1 項並びに第 57 条

## 4. 施行期日等

公布日 平成 28 年 7 月中旬（予定）

施行日 公布日